

人間の安全保障と平和基本法

施行 64 周年憲法記念日集会

2011 年 5 月 3 日 前田哲男

1 「3・11」後の「5・3」に、自衛隊について考える

<自衛隊に何ができる、何ができないか？>

- ・ 自衛隊、三陸沿岸の震災現場へ。全国から 10 万 6000 人出動、初の「陸海空統合任務部隊」による広域災害への救援態勢がつくられた。「即応予備自衛官」も招集された。
- ・ 阪神大震災の場合とちがい、初動に遅れはなかった。しかし、「救命・救出段階」と「ライフライン回復段階」で、めざましい活動の場はなかった。
- ・ 福島原発の「放射能事態」にたいしては、事実上、なすすべがなかった。「特殊武器防護隊」や「74式戦車」が投入されたが、お手上げだった。原発事故にともなう「冷却水洩れ」など想定していないからだ。
- ・ いっぽう、遺体回収・物資運送、避難民輸送・生活支援には、ボートから大型艦、輸送機などが大きな力を発揮した。給水・給食・入浴支援は被災住民の大きな力づけとなつた。
- ・ これから復興基盤造成段階では、瓦礫処理などに保有する重機群が活躍するだろう。

<明らかになった弱点>

- ・ 明らかになったことは、巨大災害時に「決定的瞬間に効果的な行動をとる」態勢が、装備・訓練面で自衛隊には備わっていない事実である。
- ・ あれほど大騒ぎして打ち上げられた「情報収集衛星」はなにをしていたのか？ 無料のグーグル・アースのほうがよほど役に立った。
- ・ つまり、災害時における自衛隊の行動領域とは、「マンパワー投入」「土木作業」「縁の下の力持ち」にかぎられるといえる。しかし、それだけでいいのか？

2 国民は自衛隊になにを「期待」しているか？

- 世論調査に見る「自衛隊イメージ」は、災害派遣への期待がつねに第1位だ。「どんなことで一番役立ってきたと思いますか?」「今後どのような面で力を入れて行ったらいいと思いますか?」、いずれも「災害派遣」「民生協力」が調査開始以来トップを占めている。
- しかし、自衛隊法上「災害派遣」は、出動=主務でなく「付随的任務」にすぎない。
- 今回も、派遣が長期化すると「防衛空白」をあやぶむ声が省内や制服組から出るだろう。復興支援も「民業圧迫」の声とかさなり急速に縮小していくかもしれない。
- 国民の期待と自衛隊の能力を、どのように組みあわせるべきか？ が課題である。

3 「実績」と「期待」の間にある落差は、どこからきたものか？

- 装備で見る自衛隊の「災害対応能力」⇒「最初の72時間」に対応できるような「ハイパー・レスキュースキュー」能力を部隊・装備・訓練の面でもっていない。法制上も“サービス任務”と見なされているので副次的になっている。
- 自衛隊とABC災害⇒「中央即応部隊」「化学防護隊」などがあるが、いずれも「戦場における放射線・化学兵器対処」が目的で、原発や重化学コンビナート災害に対応できるようになっていない。
- 自衛隊は、「首都圏大地震」「東海大地震」にそなえる出動計画をもっているが、そこでめざされているのは「皇族・政府要人の救出・警護」や「政治中枢・通信機能回復」が主で、「下町300万人の命」などは重視されていない。

4 では、これからの自衛隊の「本務」とはなんだろうか

- 戦争は起こりそうにないが巨大災害は不可避だ。23万人の常備組織、その人員・能力・施設を災害対策にもちいられない法はない。「国民の生命・財産を守る」ことこそ、政府機関の責務であり、安全保障の目的でなければならない。
- 対外活動においても、これまで実施された自衛隊の海外派遣は、すべて災害・復興支援がらみだ。日本近隣諸国すべてが原発保有国であることを考えるなら、非軍事的能

力の活用は「国際協力の公共財」となるだろう。「人間の安全保障」の基盤にもなる。

- ならば、「3・11 以後」の自衛隊の「顔」と「アイデンティティー」を、そこに特化すべきでないか？　自衛隊から分離した、別組織の「災害救援隊」創出がのぞましい。

5 「平和基本法」のもとでの自衛隊改編計画

- ケース 1　自衛隊から分離した「災害救援専門組織」をつくる。
- ケース 2　自衛隊に「常設任務部隊」としてのハイパー・レスキュー部隊をつくる。
- ケース 3　既存「国際緊急援助隊」を常設組織に改編し、自衛隊・消防・日赤・NGOを取り込む（ケース 1 の拡大ないし兼用型）

6 緊急提言

- 「防衛計画の大綱」と「中期防衛力整備計画」（2011 年より 5 年間で 23 兆 4900 億円）をひとまず停止する。オイルショック後の 1975 年 12 月、閣議において以下の決定——「最近における経済財政事情の変動等にかんがみ、別紙に掲げるものについてはその整備を取りやめ、第 4 次防衛力整備 5 力年計画の主要項目を変更する。」
- 国際的な善意と交感のひろがりを「共通の安全保障」につないでいくべきでないか。震災後、世界から寄せられた、おもいやり=compassion　連帯=solidarity　共生=symbiosis…の輪は、「共通の安全保障」や「人間の安全保障」の基盤に活用できる。
- とくに、韓国、中国、台湾など東アジア諸国からの同情と励ましには胸うたれるものがあった。この災いを「大きな和解=reconciliation」の転機にすべきではないか。

希有の体験からまなびとること

- 「3・11」は、「8・15」と比すべき日付である。「のっぺりとした戦後」はここで終わった。一地域における死者の数が、沖縄戦、東京空襲、広島・長崎につぐものであることにもあきらかだ。地震・津波・原子炉溶融がかさなった今回の災害は、「新戦後」ともいうべき世界をかいしませた。また、自衛隊が総力を投入したはじめての機会、その活動が、被災者のみならず国民に支持された場でもあった。
- であれば、わたしたちの安全保障観と自衛隊にたいする見方を変えよう。「平和基本法」を制定し、そのもとでの自衛隊活用策が考えられなければならない。自衛隊を改編し、「災害救援専門組織」をつくりだそう。